

○飯塚市が発注する建設工事の発注見通し等公表要綱

平成18年6月30日

飯塚市告示第149号

改正 H20-25、H23-80、H24-88、H30-41

飯塚市が発注する建設工事の発注見通し等公表要綱(平成18年飯塚市告示第42号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条、第6条及び第7条に規定する公共工事(飯塚市が発注する建設工事をいう。以下同じ。)の発注の見通しに関する事項、公共工事の入札及び契約の過程に関する事項及び公共工事の契約の内容に関する事項の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧)

第2条 閲覧は、別表の左欄に掲げる公表内容ごとに、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。なお、閲覧(インターネットによる場合を除く。以下第3条及び第4条において同じ。)場所は契約課とする。

(H20-25、H23-80、H24-88一改、H30-41全改)

(閲覧時間)

第3条 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(H23-80一改)

(閲覧に供しない日)

第4条 閲覧に供しない日は、飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日 告示第25号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日 告示第80号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日 告示第88号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月28日 告示第41号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(H30-41追加)

公 表 内 容	公衆の閲覧に供する方法
発注の見通しに関する事項(公共工事の名称、場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法並びに入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期))	閲覧及びインターネット
変更後の発注の見通しに関する事項	閲覧及びインターネット
一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格	閲覧及びインターネット
一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿	閲覧及びインターネット
指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準	閲覧
一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格	閲覧及びインターネット
一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及び参加させなかった理由	閲覧及びインターネット
指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及び指名した理由	閲覧
入札者の商号又は名称及び入札金額	閲覧及びインターネット
落札者の商号又は名称及び落札金額	閲覧及びインターネット

<p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由</p>	<p>閲覧及びインターネット</p>
<p>自治令第167条の10第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称</p>	<p>閲覧及びインターネット</p>
<p>自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札を行った場合におけるその理由、落札者決定基準及び落札者を決定した理由</p>	<p>閲覧及びインターネット</p>
<p>契約の内容(契約の相手方の商号又は名称及び住所、公共工事の名称、場所、種別、概要、工事着手の時期、工事完成の時期、契約金額並びに随意契約の場合の契約の相手方を選定した理由)</p>	<p>閲覧</p>
<p>契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の変更後の契約の内容及び変更の理由</p>	<p>閲覧</p>
<p>指名停止(一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。)を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由</p>	<p>閲覧及びインターネット</p>
<p>工事成績評定を行った工事における工事成績評定の結果</p>	<p>閲覧及びインターネット</p>